

外国人留学生等インターンシップ事業実施要領

(目的)

第1条 外国人留学生等インターンシップ事業（ただし、鳥取市が別に定める外国人留学生等インターンシップ事業補助金（以下「インターンシップ補助金」という。）に係る事務を除く。以下「本事業」という。）は、外国人留学生等の職場体験実習を通じて、高度外国人材の地域定着を促進させるとともに、市内企業の持続的発展や販路拡大などの新たなビジネスチャンスの創出を支援することにより市経済の持続的発展に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、鳥取市国際経済発展協議会（以下「協議会」という。）が実施する。

(実施内容)

第3条 本事業の実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 協議会及び市は密に連絡を取り、本事業の広報、対象となる外国人留学生等（以下「対象留学生等」という。）の募集・登録及び対象留学生等のインターンシップを受け入れる企業（以下「受入企業」という。）の開拓・登録を行い、インターンシップを実施する。また、本事業に伴い、対象留学生等に対しては、事前研修等、受入企業に対してはインターンシッププログラムの立案等をインターンシップ実施前に計画し、実施後においては、成果報告会等を計画する。
- (2) 協議会は、対象留学生等と受入企業とのマッチングを行い、インターンシップにおける支援等を行う。

(コーディネーターの配置)

第4条 前条に係る実施内容を遂行するため、協議会にコーディネーターを配置する。

(対象留学生等の要件)

第5条 対象留学生等は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（平成26年政令第319号。以下「入管法」という。）に定める在留資格をもつ者のうち次のいずれかに該当する者。
 - ア 入管法別表第1に定める「留学」の在留資格をもち、登録時において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第97条に規定する大学院、同法第108条第2項に規定する短期大学又は同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程に在籍する外国人学生であって、資格外活動の許可を受けているもの。
 - イ 外国においてアに規定する学校又はそれに準ずる学校を卒業しており、入管法別

表第1に定める「留学」の在留資格をもち、登録時において学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち日本語教育を行う課程に在籍する外国人学生であって、資格外活動の許可を受けているもの。

ウ 入管法別表第1に定める「特定活動」の在留資格をもち、登録時において就職活動を行っている者であって、資格外活動の許可を受けているもの。

エ 入管法別表第2に定める在留資格をもちつる者。

- (2) 日本語能力試験N3以上又はそれと同等の日本語能力を有していること。
- (3) 協議会が行う事前研修を受講し、修了証の交付を受けていること。
- (4) 同様の職場でのインターンシップを他の機関で受けていないこと。
- (5) 就職を希望しており、就職先が未定であること。

(対象留学生等の責務)

第6条 対象留学生等は、次に掲げる全ての項目の責務を負うものとする。

- (1) 期間満了まで実施に努めること。
- (2) 目標設定シート(様式3)を尊重し、受入企業の指導・指示に従い誠実にインターンシップを励行すること。
- (3) 故意により受入企業又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(受入企業の要件)

第7条 受入企業は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 協議会の会員であること。
- (2) 本事業での調整及び書面の取り交し等において協力が得られること。
- (3) 主として、市内でのインターンシップが可能であること。

(受入企業の責務)

第8条 受入企業は、次に掲げる全ての項目の責務を負うものとする。

- (1) 期間満了まで実施に努めること。
- (2) 対象留学生等が行うインターンシップ補助金の申請に当たり、必要な事項を証明すること。
- (3) 対象留学生等へのインターンシップの実施時間は1日当たり6時間以上8時間以下とすること。ただし、6時間以上8時間未満の場合は45分以上、8時間の場合は1時間以上の休憩を対象留学生等に与えること。
- (4) 対象留学生等への作業等の強要や時間外のインターンシップ等、本事業の趣旨を逸脱した指示を行わないこと。
- (5) インターンシップに必要な場合を除き対象留学生等に金銭、有価証券その他貴重品を取り扱いさせないこと。

- (6) 対象留学生等に自動車等の車両の運転をさせないこと。
- (7) 対象留学生等から本事業の実施に関し、金銭などを徴収しないこと。
- (8) 故意により対象留学生等に対し損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(インターンシップの期間)

第9条 インターンシップの期間は、対象留学生等1人につき3日以上10日以下とし、1週間あたり40時間以下としなければならない。また、やむを得ない事情でインターンシップを継続することが困難な場合は、協議会、受入企業で協議の上、中断又は中止の決定をすることができる。なお、受入企業1社が受け入れることのできる対象留学生等は、年度当たり5人を上限とする。

(守秘義務)

第10条 本事業実施における情報の取り扱いについては次のとおりとする。

- (1) 協議会及び受入企業は、対象留学生等が提出する書類等により知り得た個人情報を本事業に関する目的以外に使用しないものとし、漏洩してはならない。
- (2) 協議会及び対象留学生等は、インターンシップ時に受入企業より知り得た秘密を受入企業の許諾のない限り、事業実施中及びその終了後他に漏洩してはならない。

(対象留学生等の身分)

第11条 対象留学生等の身分については、受入企業及び協議会との間に、雇用関係その他の身分関係は発生しないものとする。

(対象留学生等及び受入企業が与えた損害等における取扱い)

第12条 本事業でインターンシップ中の事故については次のとおり取り扱う。

- (1) インターンシップ中（自宅又は宿泊先と受入企業との移動時を含む。）の傷害、事故等に備えて、協議会は、別表に定める保険に加入する。
- (2) 事故等により対象留学生等が傷害等を負った場合、対象留学生等が受入企業又は第三者に損害を与えた場合は、前号に定める保険により処理するものとする。
- (3) 第1号に定める保険による保障の額を超えた責任については、原因者が負うものとし、協議会は責任を負わない。

(修了証の交付)

第13条 本事業のインターンシップ期間の8割以上に参加した対象留学生等については、修了証（様式8）を交付する。なお、1日のインターンシップが6時間に満たない場合（休憩時間を含まない。）は、その日のインターンシップに参加していないものとみなす。

(条件確認書及び誓約書の提出)

第14条 本事業の円滑な実施を図るため、対象留学生等と受入企業は、それぞれ誓約書(様式4)と条件確認書(様式5)を提出しなければならない。

(その他の事項)

第15条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成31年2月17日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月28日から施行する。

この要領は、令和4年8月8日から施行する。

別表 保険

区分	被保険者	内容
傷害補償	対象留学生等	偶然な事故によりケガ(傷害)を被った場合の損害に対する保険。
個人賠償責任危険補償	対象留学生等	偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の損害に対する保険。